

基本目標5 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

(目指す姿)

市の審議会等委員、市役所の管理職などの女性比率が一層高まり、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画するとともに、地域においては、諸団体の長への女性の就任が進み、男女共同参画の視点をもって、身近な暮らしの場での地域課題の解決に取り組むことにより、様々な立場を考慮した政策などの立案・実施が可能になる社会を目指します。

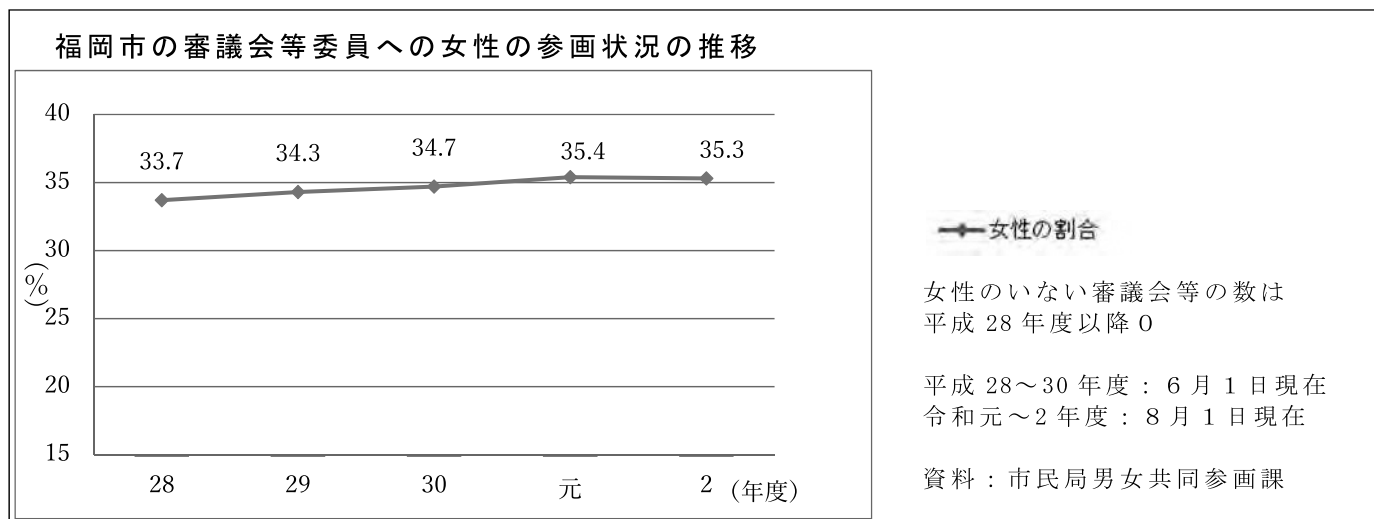
世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report2020」によると、我が国の男女共同参画の国際的な指標の一つである GGI（ジェンダー・ギャップ指数*）は 153 か国中 121 位で過去最低となりました。特に、政治分野が 144 位、経済分野が 115 位で、国会議員や官僚、企業における管理職などの男女格差が大きいことが要因となっています。

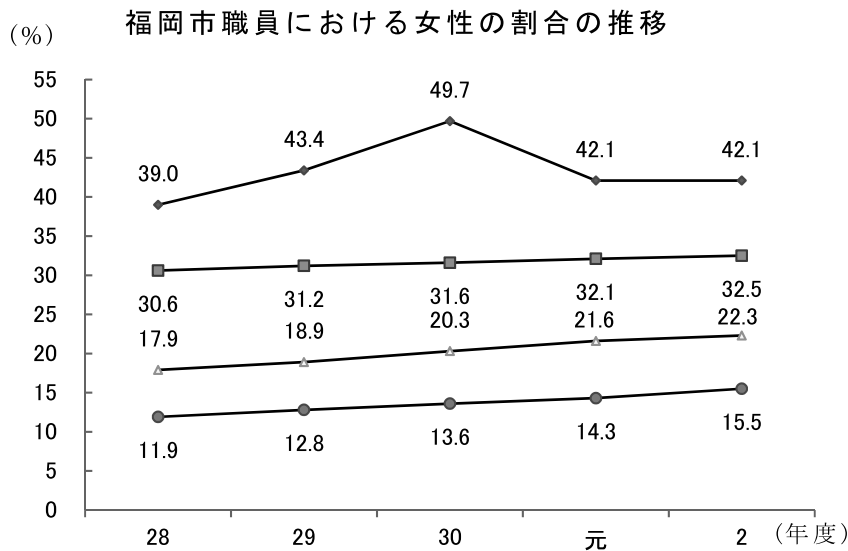
このような中、平成 30（2018）年 5 月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、女性の参画促進に向けた法整備が進んでいます。

福岡市では、第 3 次基本計画の数値目標として、令和 2（2020）年度までに女性委員のいない審議会等の解消、審議会等委員への女性参画率 40%、市役所における女性管理職比率 15% 程度を設定し、取組みを進めてきました。

女性委員のいない審議会等は、平成 28（2016）年度に解消されたものの、審議会等における女性委員の参画率は、令和 2（2020）年 8 月 1 日現在 35.3%にとどまり、目標には届きませんでした。

市役所における女性管理職比率については、令和 2（2020）年 5 月 1 日現在で 15.5%と目標に到達したものの、一層の取組みが求められています。また、地域における諸団体の長への女性就任比率は、日常的な地域活動への女性の活発な参画に比して、令和 2（2020）年 7 月 1 日現在 22.3%という低い数値になっており、女性が「長」という立場に立つことを阻害する、社会通念、慣行、偏った意識や制度や女性自身の意識の問題があるものと考えられます。





注1:採用者の数は、人事委員会が実施する採用試験(上級、中級及び初級)の一般行政職(ただし、学校事務、文化財専門職及び化学技術は除く)

注2:採用者の数は採用年度ベース。令和2年度については5月1日現在の数

注3:職員数及び役職者数は5月1日現在の数

※旧県費負担教職員除く

資料:総務企画局人事課

地域における諸団体の長への女性の参画状況(福岡市)

(各年7月1日現在)

団体名	年度					令和2年度		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	総数(人)	女性数(人)	女性の割合(%)
自治協議会(自治連合会) (※)	2.0	4.0	4.7	6.7	6.7	151	11	7.3
公民館長	23.3	24.7	24.7	25.9	26.5	147	42	28.6
青少年育成連合会 (※)	26.2	30.2	28.7	28.7	27.8	159	49	30.8
交通安全推進委員会 (※)	6.1	5.4	6.0	8.1	7.4	124	12	9.7
体育振興会 (※)	7.4	9.4	10.0	6.7	7.3	151	10	6.6
ごみ減量・リサイクル推進会議 (※)	16.1	16.2	18.0	16.6	17.8	148	23	15.5
人権尊重推進協議会 (※)	13.2	19.4	20.8	21.1	21.2	146	32	21.9
社会福祉協議会	30.3	30.3	29.5	33.3	34.9	146	56	38.4
老人クラブ連合会	6.3	7.7	7.9	8.6	11.7	135	14	10.4
子ども会育成連合会	43.6	46.5	44.8	42.2	43.0	85	42	49.4
市立小学校PTA	4.9	3.5	4.9	5.9	6.3	144	10	6.9
市立中学校PTA	4.3	6.0	4.3	4.5	7.2	65	1	1.5
地区民生委員・児童委員協議会	67.3	68.3	69.7	68.8	70.6	111	79	71.2
合計	18.2	19.7	20.1	20.5	21.1	1,712	381	22.3
(参考) 男女共同参画協議会	93.2	95.2	90.5	91.2	89.9	148	131	88.5

※団体の名称は各校区により異なるため、一般的に使用されている名称を記載している(「自治連合会」は「自治協議会」未設立校区のみカウント)

資料:市民局男女共同参画課

政策・方針決定過程には、女性をはじめとする多様な視点の反映が必要であり、審議会等への女性の参画率向上を図るため、きめ細かな対応を充実させるとともに、女性職員が政策立案業務に積極的に参画できるよう、キャリア形成支援や長時間労働を前提としない働き方の徹底など、女性が活躍できる環境づくりを進めていきます。

また、まちづくりの共働パートナーである自治協議会においても、男女共同参画協議会等をはじめ、地域の様々な場で活動している女性に学習や交流の機会を提供するなど、地域の自主性を尊重し、共感を得ながら、意思決定過程への女性の参画を進めていきます。



施策の方向 1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

◆市の施策展開に多様なニーズを反映するため、市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

50 審議会等への女性の参画促進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○審議会等委員の改選期の事前協議を実施し、審議会等の女性の参画率を公表します。	○審議会への女性委員参画のための事前協議	市民局

51 市役所における男女共同参画の推進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のチャレンジ支援と、男女ともに職業生活と家庭生活が両立できる働きやすい職場環境づくりを進めます。 ○長時間労働を前提としない働き方の徹底や、管理監督者をはじめとする職員の意識改革、男性職員の家事育児参画の促進などの取組みを推進します。 ○研修企画課が実施する研修や職場研修など、あらゆる研修の機会を捉えて、市職員の男女共同参画への理解を深め、市政の各場面で男女共同参画の視点を持って施策を展開するよう、啓発を進めます。	○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく女性職員活躍の推進 ○市職員の男女共同参画に関する研修	総務企画局
	○男女共同参画推進協議会・幹事会 ○人権啓発推進者研修 ○「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の周知と理解の徹底 ○男女共同参画推進担当者研修	市民局
	○女性教職員の管理職登用の促進	教育委員会

52 政治分野における女性の参画促進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○女性を対象に、政治への関心と理解を深める講座などを実施します。	○女性のための支援講座	市民局

施策の方向 2 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進

- ◆ 少子・高齢化や単身世帯が増加するなか、地域活動に多様な視点が反映されるよう、地域の諸団体の長への女性の参画を促進します。

53 自治協議会等への女性役員の参画促進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○自治協議会等の新たな役員を対象に、地域活動における男女共同参画の必要性についての理解を深める啓発を行います。	○地域における諸団体の長への女性の就任率調査 ○自治協議会への啓発	市民局

54 地域の女性リーダー育成と活動支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○地域活動における事業の企画・立案、男女共同参画に関する研修などの支援を行います。 ○地域活動に参画している女性を対象に、リーダーに求められる資質向上のための学習の機会を提供する事業を実施します。	○男女共同参画地域づくり事業（地域女性活躍チャレンジ塾） ○アミカス地域支援事業	市民局